

岩手県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第370号）で公示した公共測量を終了した旨矢巾町長から次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 矢巾町地内
- 2 実施した期間 令和7年5月20日から同年12月1日まで
- 3 実施した公共測量の種類 写真地図作成